

YOKOZE

広報
あ

よこぜ

1 横瀬町
No.678
2025.1.1発行

INDEX

新年のごあいさつ	2
令和7年度 会計年度任用職員募集	4
町県民税の申告相談が始まります	10

謹 賀 新 年

COLORFUL TOWN YOKOZE

横瀬町公式LINE
町のフレッシュな情報を
発信しています!



新年のごあいさつ



横瀬町長
富田能成

横瀬町の皆さま、新年明けましておめでとうございます。皆さまにおかれましては、日頃より町政運営にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、まず、元日に発生した地震、後の集中豪雨で被災された能登地方の痛ましい姿を記憶されている方は多いと思います。被災地の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。昨年、当町も初めて、職員を被災地に派遣しました。また、多くの皆さまにも日本赤十字社募金等でご協力いただいています。昨年は、あらためて災害の脅威、そして防災・減災の重要性を意識させられた1年だったと思います。横瀬町は、歴史的にも災害の少ない町ですが、気を引き締めて、町民の安全安心を守る町政運営をすすめていきます。

1年前、当町の新年顔合わせの場で、私は「対話」をすすめ、「日本一相談しやすい町」にしたいと申し上げました。昨今の物価高など急激な社会環境の変化の影響などで、皆さまの“想いや”、“困りごと”が変化してきている、そこに寄り添うきめ細やかな町政運営が必要と考えたからです。各地域との対話型集会の実施や、役場相談機能の充実、また役場1階フロアの改修なども、その考えに則しています。これにより、今まで以上に、(まだまだ十分ではないですが)役場には町民の皆さまの声が届くようになってきています。その声に、(二つ二寧に対応していきたい)と思います。町民の皆さまの声を聴く、対話をする、これは引き続き、令和7年においても(というよりもこの先ずっと)当町が大切にしていきたいことと認識しています。

皆さまの声を集める中で、改めて分かることがあります。例えば、昨年集計した1000人アンケートでは、「身近に自然を感じる」ことができる」ことについて、「大切(もしくはとても大切)」と答えた方は実に回答者の82.8%にのぼりました。当町の町民は、「身近に自然を感じる」ことをとても大切にしているということです。令和7年の重点課題になる横瀬駅周辺を含めた中心地づくりなどにおいても、「身近に自然を感じる」ことを大切に、横瀬町らしく、人と自然が調和したまちづくりを二層進めていきたいと考えます。

本年も皆さまと、対話をし、連携し、共により良い横瀬町の未来を築いていくチャレンジを続けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2025



横瀬町議会議長
新井鼓次郎

新年明けましておめでとぅございます。

町民の皆さまにおかれましては、令和7年の新春を健やかに迎えのこととお喜び申し上げます。また、日頃から町議会に対しご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

昨年は、コロナ禍前の日常を取り戻し、お祭り等の伝統行事も開催され、笑顔の輪が広がりました。役場庁舎1階フロアの改修や町民会館周辺を中心地づくり事業のような温もりのある事業が行われたこと、また、伊奈町と締結した「未来につながる森づくり連携協定」など、他自治体の協力を得て森林整備や地域資源の活用が今後展開できるようになったことは喜ばしいことでありました。

議会では、昨年設置した議会改革特別委員会の討議を中心にDX化対応、報酬と議員定数について、そして、深刻化する秩父地域の医療問題についても検討を重ねております。医療問題については、秩父郡市医師会、秩父地域議会の賛同を得て、秩父の医療を考える勉強会を開催することができました。今後、横瀬町議会だけでなく秩父地域全体で取り組んでいく課題となります。DX化対応では6月定例会よりタブレット型情報通信機器を活用した議会運営に移行する予定です。完全なペーパーレス化にはまだありませんが、情報の共有や業務の効率化などのメリットを生かした活用を推進します。また、広報誌の「議会ナビ」では、インタビューや動画をさらに充実させ、議会活動の報告のみならず、皆さまのご意見を反映させる誌面づくりを目指します。報酬と議員定数については、全国の町村議会の先例や動向の調査を進めており、これらを参考に、今年はいよいよ横瀬町議会の未来について検討してまいります。

本年においても、この議会改革を推進し、よりよい議会となるよう努めてまいります。公正公平かつ皆さまのご期待に添える議会運営を心がけてまいりますので、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今年一年が町民の皆さまにとって素晴らしい年になりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員です。

任期は最大で4月1日から翌年3月31日までの1年間で、勤務形態によりフルタイム会計年度任用職員またはパートタイム会計年度任用職員として任用されます。

地方公務員法が適用されることから、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方が受験することができます。

主な業務内容	勤務場所	必要な資格	特記事項
総務関係一般事務 (郵便物仕分け、簡単な事務補助等)	役場庁舎内 事務室	・基本的なパソコン操作(文書作成、表計算処理等)ができる方	障がい者の方
総務関係一般事務(簡単な事務補助等)			
電話対応、窓口業務、一般的な行政事務等	芦ヶ久保出張所	・普通自動車運転免許 ・基本的なパソコン操作(文書作成、表計算処理等)ができる方	
窓口業務(住民票等の交付、公金の収納事務)および一般的な行政事務			
徴収業務(集金等)、収税業務(収納データ入力等)および一般的な行政事務	税務会計課	・普通自動車運転免許 ・基本的なパソコン操作(文書作成、表計算処理等)ができる方	
窓口業務全般(マイナンバーカード交付関連事務、戸籍・住基、生活支援業務等事務補助、国民健康保険事務補助、特定健康診査等事務等)	町民課		
障がい福祉業務の補助事務、電話対応、窓口業務等	福祉介護課	・障がい福祉に関心のある方 ・普通自動車運転免許 ・基本的なパソコン操作(文書作成、表計算処理等)ができる方	
要介護認定における認定調査および調査票作成、窓口業務、一般的な行政事務等		・福祉や介護に関心のある方 ・普通自動車運転免許 ・基本的なパソコン操作(文書作成、表計算処理等)ができる方	
保健事業に係る事務(窓口対応含む)	健康子育て課	・普通自動車運転免許 ・基本的なパソコン操作(文書作成、表計算処理等)ができる方	
母子保健事業・保健事務全般		・保健師 ・普通自動車運転免許 ・基本的なパソコン操作(文書作成、表計算処理等)ができる方	
保育業務(クラス担任含む)	横瀬町保育所	保育士	土曜日出勤あり (月1回程度)
保育業務			土曜日出勤無し
児童・幼児親子への遊びの指導等	横瀬児童館	保育士、教員免許のいずれかの資格	児童指導員との 兼務あり 土曜日勤務の 場合あり 学校休業日は勤務 時間の変更あり
学童保育室での保育等			次のいずれか ①放課後児童支援員 ②保育士、社会福祉士、教員免許のいずれか ③保育施設での従事経験、子育て経験等
農林業・農業委員会に関連する事務補助、電話対応および窓口業務	振興課	・普通自動車運転免許 ・基本的なパソコン操作(文書作成、表計算処理等)ができる方	

令和7年度

会計年度任用職員募集

1. 募集職種と勤務形態等

募集番号	担当課	職種	任用期間	募集人数	勤務形態		
					勤務日数	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
①	総務課	一般事務員	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1人	5日	8:30～12:30(4時間)	20時間
②				1人	5日	13:00～17:00(4時間)	20時間
③				1人	4日	8:30～17:15(7時間45分)	31時間
④				1人	3日		23時間15分
⑤				1人	2日		15時間30分
⑥	税務 会計課	一般事務員		1人	4日	8:30～17:15(7時間45分)	31時間
⑦	町民課	一般事務員		1人	5日	8:30～16:30(7時間)	35時間
⑧				1人	5日	9:00～17:00(7時間)	35時間
⑨	福祉 介護課	一般事務員		1人	4日	9:00～16:00(6時間)	24時間
⑩		介護認定調査員		2人	4日	9:30～15:30(5時間)	20時間
⑪	健康 子育て課	一般事務員		1人	5日	8:30～16:30(7時間)	35時間
⑫		保健師		1人	4日	8:30～17:15(7時間45分)	31時間
⑬	保育所	保育士		3人	5日	7:30～18:30のうち7時間45分	38時間45分
⑭				7人	5日	7:30～18:30のうち7時間	35時間
⑮				1人	5日	7:30～12:30、8:30～13:30 12:00～17:00、13:30～18:30	25時間
⑯				1人	5日	7:30～12:30(5時間)	25時間
⑰				1人	5日	13:30～18:30(5時間)	25時間
⑱	児童館	児童厚生員		5人	5日	7:30～18:30のうち7時間	35時間
⑲		児童指導員		6人	5日	7:30～18:30のうち 5時間～6時間	25時間～30時間
⑳	振興課	一般事務員		1人	4日	9:00～16:00(6時間)	24時間

主な業務内容	勤務場所	必要な資格	特記事項	
地籍調査業務の事務補助(住民票および戸籍を用いた地権者の相続人調査)	建設課	・普通自動車運転免許 ・基本的なパソコン操作(文書作成、表計算処理等)ができる方 ・戸籍等を用いて相続人調査ができる方		
一般事務 (会計処理、電話対応、窓口業務)	教育委員会	・普通自動車運転免許 ・基本的なパソコン操作(文書作成、表計算処理等)ができる方		
学校教育(人事・学事・指導)業務		小学校または中学校教員免許(公立小中学校の校長経験者)		
学校事務の補助 (会計処理、電話対応、校務の補助業務)	横瀬小学校	なし	*学校長期休業期間勤務なし	
放課後子ども教室、長期休業中の子ども教室の指導員				
校務の補助業務				
小学校学習指導員				教員免許
中学校学習指導員	横瀬中学校	なし	*学校長期休業期間勤務なし	
学校事務の補助 (会計処理、電話対応、校務の補助業務) 兼校務の補助				
特別支援学級の支援、校務の補助業務				*学校長期休業期間勤務なし
生徒・保護者からの相談業務、 学級の運営支援、校務の補助業務				*学校長期休業期間勤務なし
学校給食の配送業務、給食業務の補助	横瀬町 給食調理場	・普通自動車運転免許 (ただし、中型車(8t)が運転できる方)	*学校長期休業期間勤務なし	
町民会館業務の事務補助、窓口業務	横瀬町町民会館	・普通自動車運転免許 ・基本的なパソコン操作(文書作成、表計算処理等)ができる方	土・日曜日勤務の場合あり シフトによりフレックス勤務あり	
図書館カウンター業務、 図書館業務事務補助	横瀬町立図書館	・基本的なパソコン操作(文書作成、表計算処理等)ができる方	障がい者の方 *勤務日については要相談	
歴史民俗資料館業務の事務補助、窓口業務 歴史民俗資料館業務(主に資料整理)の 事務補助、窓口業務		・普通自動車運転免許 ・基本的なパソコン操作(文書作成、表計算処理等)ができる方		

2.受験の手続きおよび受付期間

提出書類

・会計年度任用職員任用申込書

必ず自書し、所定の位置に写真1枚を貼付すること。

写真は、上半身脱帽正面向き、3か月以内に撮影したもの、サイズは縦4cm×横3cmです。

・資格、免許の写し(普通自動車運転免許の写しは除く)

※障がい者枠での応募の場合は障がい者手帳の写し

申込書の配布場所

各担当課窓口および町ホームページ

提出先

応募する職種の担当課(郵送可)

受付期間

1/6(月)～1/28(火)

8:30～17:15(土・日曜日、祝日を除く。なお、町民会館は祝日、月曜日を除く。)

※郵送の場合は、1/28(火)必着です。

※提出書類は返却せず、提出書類により取得した個人情報は採用試験の目的以外には使用しません。

1. 募集職種と勤務形態等

募集番号	担当課	職種	任用期間	募集人数	勤務形態		
					勤務日数	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
②①	建設課	一般事務員		1人	3日	9:00～17:00(7時間)	21時間
②②		一般事務員		1人	3日	8:30～16:30(7時間)	21時間
②③	教育委員会	学校教育指導員	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2人	3日	8:30～17:15(7時間45分)	23時間15分
②④		学校事務員		1人	5日	8:20～16:05(7時間)	35時間
②⑤		放課後等子ども教室指導員		7人	通常5日 学校長期休業期間 2～3日	通常10:55～17:40(6時間) 学校長期休業期間は 7:55～17:35のうち 7時間45分	通常30時間 学校長期休業期間 15時間30分～ 23時間15分
②⑥		スクールサポートスタッフ		1人	3日	8:20～12:20(4時間)	12時間
②⑦		学習指導員(有資格)		1人	5日	8:20～15:05(6時間)	30時間
②⑧		学習指導員(有資格)		1人	5日	8:40～16:25(7時間)	35時間
②⑨		学校事務員兼 スクールサポートスタッフ		1人	5日	8:20～16:05(7時間)	35時間
③⑩		学級支援員		1人	5日	8:40～16:25(7時間)	35時間
③⑪		さわやか相談員		1人	5日	8:40～16:25(7時間)	35時間
③⑫		学校給食配送車運転手		2人	5日 (隔週勤務)	10:00～15:30(4時間30分)	11時間15分
③⑬		一般事務員		3人	4日	8:30～17:15(7時間45分)	31時間
③⑭		図書館事務員		2人	3日	8:45～17:15(7時間30分)	22時間30分
③⑮				1人	5日	8:30～12:30(4時間)	20時間
③⑯		一般事務員		2人	3日	8:30～16:45(7時間30分)	22時間30分
③⑰				1人	2日		15時間

3. 給料・報酬等

会計年度任用職員の給料・報酬は給与条例に基づき、フルタイム会計年度任用職員(1週間の勤務時間が38時間45分)には給料(月額)が、パートタイム会計年度任用職員(1週間の勤務時間が38時間45分未満)には勤務時間に応じて日額または時間額による報酬が支給されます。また、任用6か月以上かつ週15時間30分以上の勤務の場合は期末勤勉手当が支給されます。

なお、給料・報酬額は年度途中で変動する場合があります。

4. 休暇・福利厚生

(1) 年次有給休暇、特別休暇等あり ※日数等は勤務形態により異なります。

(2) 健康診断、ストレスチェックあり ※勤務形態により異なります。

5. 社会保険等への加入

共済組合(短期給付、福祉給付のみ)、厚生年金、雇用保険、労災保険等への加入あり ※勤務形態により異なります。

6. お問い合わせ(電話番号は7.試験日等を参照ください)

各職種の勤務形態や業務内容等については、各担当課へ。

その他会計年度任用職員制度全般については、総務課へ。

7.試験日等

担当課および電話番号		募集番号	職種	試験日時	試験科目	場所
総務課	25-0111	①～⑤	一般事務員	2/7(金) ※時間は別途通知します。	書類選考および面接試験を行います。※選考結果は後日受験者に通知します。	役場3階会議室
税務会計課	25-0113	⑥	一般事務員	2/4(火) 10:00～		役場2階会議室
町民課	25-0115	⑦、⑧	一般事務員	2/3(月) 15:00～		役場2階会議室
福祉介護課	25-0116	⑨	一般事務員	2/6(木) ※時間は別途通知します。		役場3階会議室
		⑩	介護認定調査員			
健康子育て課	25-0110	⑪	一般事務員	2/12(水) 13:30～		役場3階会議室
		⑫	保健師			
横瀬町保育所	22-1802	⑬～⑰	保育士	2/7(金) ※時間は別途通知します。		保育所
横瀬児童館	22-2072	⑱	児童厚生員	2/4(火)または6(木) ※時間は別途通知します。		児童館
		⑲	児童指導員			
振興課	25-0114	⑳	一般事務員	2/7(金) ※時間は別途通知します。		役場3階会議室
建設課	25-0117	㉑	一般事務員	2/5(水) 15:00～		役場3階会議室
教育委員会	25-0118	㉒	一般事務員	2/6(木) ※時間は別途通知します。		役場3階会議室
		㉓	学校教育指導員			
		㉔、㉕	学校事務員			
		㉖	放課後等子ども教室指導員			
		㉗	スクールサポートスタッフ			
		㉘、㉙	学習指導員(有資格)			
		㉚	学級支援員(中学校)			
		㉛	さわやか相談員			
		㉜	学校給食配送車運転手			
		㉝	一般事務員(町民会館)			
㉞、㉟	図書館事務員					
㊱、㊲	一般事務員(資料館)					

議 会 報 告

令和6年第6回横瀬町議会定例会が、12/10(火)～11(水)に開催されました。審議結果等は次のとおりです。

町長提出議案

議案番号	件名	審議結果
議案第49号	専決処分の承認を求めることについて(令和6年度横瀬町一般会計補正予算(第3号)について)	承認
議案第50号	横瀬町官民連携プラットフォーム審査会条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第51号	横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第52号	横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第53号	横瀬町環境審議会条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第54号	横瀬町下水道条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第55号	令和6年度横瀬町一般会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第56号	令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第57号	令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第58号	令和6年度横瀬町下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第59号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第60号	町道の路線の認定について	原案可決
議案第61号	横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定について	原案可決
議案第62号	横瀬町観光案内所指定管理者の指定について	原案可決
議案第63号	横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定について	原案可決
議案第64号	横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意

議会事務局(3階10番窓口) ☎25-0119



マイナ保険証をお持ちでない方へ ～マイナ保険証を利用するメリット～



マイナ保険証とは…健康保険証の登録をしたマイナンバーカードのことです。

●データに基づくより良い医療が受けられる

初めて受診する医療機関・薬局でも、患者本人が情報提供に同意すれば、医師・薬剤師がデータを確認することができます。これにより誤った処方を防ぐことができ医療の安全性が向上します。

●「限度額適用認定証」の事前申請が不要

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額がひと月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた金額を支給する制度です。マイナ保険証を利用すれば、事前申請は不要で、「限度額適用認定証」がなくても、公的医療保険が適用される診療に対しては限度額を超える分を支払う必要がありません。

●マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる

税務署やe-Taxで確定申告を行う場合は、マイナ保険証を利用するとマイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、領収証を保管し医療費控除の明細書を作成して提出する必要がなくなります(事前準備が必要です)。ただし、町民会館等で行う住民税の申告相談では、医療費控除の明細書や医療費通知は必要です。

●保険の切り替え(国民健康保険⇄社会保険)手続きは?

役場窓口での手続きが必要ですので、マイナンバーカードや加入先の保険者から交付される資格確認書等をご持参の上、手続きをお願いします。



マイナンバーカードの取得、マイナ保険証利用の登録がお済みでない方は、ぜひご検討ください。

詳しくは、町民課にお問合せまたは町ホームページをご覧ください。

町民課(1階1番窓口) ☎25-0115

20歳から国民年金に加入となります



国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、働いている世代
みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳になってからおおむね2週間以内に「基礎年金番号通知書」、「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」等が、日本年金機構から送付されますので、ご確認ください。

老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。

また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある夫か妻」や「子」)が受け取れます。

●●●●●●●●●● 国民年金には「免除制度」があります ●●●●●●●●●●

学生納付特例制度

- 所得が少ない学生の間、保険料が猶予される制度です。
- 学生本人の所得が一定額以下の場合が対象で、事前に審査があります。
- 対象となる学生は、学校教育法に定める、大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校(修業年限1年以上である課程)・一部の海外大学の日本分校に在学する方。

される制度です。

- 本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の場合が対象で、事前に審査があります。

納付猶予制度

- 50歳未満の方(学生以外)で、働いていないなど保険料を納めることが難しいとき、保険料の納付が猶予される制度です。
- 本人・配偶者の所得が一定額以下の場合が対象で、事前に審査があります。

申請免除制度

- 収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しいとき、保険料の全額または一部が免除

秩父年金事務所 ☎27-6560
町民課(1階1番窓口) ☎25-0115

令和7年度償却資産(固定資産税)申告書提出のお知らせ

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産(事業用の資産)についても課税されます。

償却資産とは 会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる機械器具・備品等をいいます。

申告が必要な方 令和7年1月1日現在、町内に償却資産を所有している方、または町内の事業所に償却資産を貸している方は、申告が必要です。また、事業所の休廃業、解散等されている場合でもその旨の申告は必要です。

申告方法 前年度に一品申告をされた方には12月下旬に申告用紙を郵送しましたので、同封の手引きなどを参照の上、申告書の提出をお願いします。また、新たに申告が必要な方で申告書をお持ちでない場合は、税務会計課までご連絡ください。

申告期間 1/31(金) **提出場所** 税務会計課

税務会計課(1階4番窓口) ☎25-0113

町県民税の申告相談が始まります

令和6年分(令和6年1月~12月收入分)の町県民税の申告相談を右の日程により行います。申告が必要な方は期間内に申告をしてください。

地区別の日程・受付時間等の詳細は2月号に掲載予定です。

- 土曜・日曜・祝日は除きますが、3/2(日)は町民会館で受け付けます。
- 所得税の確定申告は秩父税務署(☎22-4433自動音声案内2番選択)にご相談ください。
- 自宅のパソコンやスマホからインターネットを利用して確定申告書等が作成できるe-Tax(イータックス)国税電子申告・納税システムもご利用ください。詳しくは、「確定申告書等作成コーナー」またはe-Taxホームページをご覧ください。
- 秩父税務署の申告会場では、所得税の還付のみ先行して申告できます。

期間	会場
2/17(月)~19(水)	活性化センター2階 大会議室
2/20(木)~3/17(月)	町民会館2階 大会議室



e-TAX



確定申告書等
作成コーナー

税務会計課(1階4番窓口) ☎25-0113

事業資金の借入に対する利子補給のご案内

町では、対象資金を利用した事業主に対し、以下の2つの制度により利子補給を行います。

種類	対象資金	補助対象者	補助額
中小企業融資制度 資金借入利子補給金	日本政策金融公庫の国民生活事業における事業資金	町内に事業所を有する中小・小規模事業者	前年の年間利子支払額の20%以内(1事業主につき上限10万円)
創業資金借入利子補給金	埼玉県制度融資資金および日本政策金融公庫が実施する融資制度資金のうち、創業者を対象とするもの	町内で創業後2年未満の個人または法人	前年の年間利子支払額の全額(1事業主につき上限20万円)

- 借入資金ごと(借換えした場合も含む)に申請が必要です。
- 昨年度利子補給を受けた方で今年度も対象と思われる方には振興課から手続き案内を送付します。また、一部の方を除き、昨年中に新規借入(借換え)された方には、秩父商工会議所から手続き案内が送付されます。

※案内送付の有無にかかわらず、対象資金の利子を償還中の補助対象者は利子補給の対象となります。該当する方で利子補給を受けていない方は、お問合せください。

振興課(1階5番窓口) ☎25-0114

令和6年度 中学生の「税に関する中学生の標語」／「税についての作文」

税の関心を高め、正しい知識を深めることを目的に、中学生を対象に募集が行われた「税に関する中学生の標語」、「税についての作文」において、横瀬町から標語2作品と作文2作品が入賞・入選しましたのでご紹介します。

● 標語

横瀬町長賞

緑豊かな町を今日も税で支えてゆく

はなさか ふらう
花坂美羽(中学2年)

横瀬町教育長賞

税金は身近な生活守るもの

いちかわしゅんぺい
市川峻平(中学3年)

● 作文

埼玉県租税教育推進協議会長賞

暮らしを潤す身近な税

おおの りこ
大野莉子(中学3年)

秩父地区納税貯蓄組合連合会佳作

税金のおかげで

ささき あみ
佐々木彩海(中学3年)

秩父税務署(自動音声案内2番) ☎22-4433



カセットコンロによるやけど、火災に注意

秩父市消費生活センター ☎25-5200

冬はカセットコンロの使用機会が増えます。鍋物等に重宝する一方、誤った使用方法によりやけどや爆発、ひいては火災を引き起こすおそれがあります。

大切な家族を守るためにもカセットコンロ、カセットボンベは正しく使用しましょう。

事故を防止するための消費者へのアドバイス

- 1 カセットボンベはカセットコンロのメーカーが推奨するものを取扱説明書に従って正しく装着する。
カセットボンベの過熱に注意する。
IHヒーターの上にカセットコンロを置いた状態で誤ってヒーターを作動させたり、鉄板などの大きな調理器具をカセットボンベの部分も覆うような状態で使用するなどにより、思いがけずカセットボンベを過熱させてしまうことがあります。カセットボンベの近くに熱源となるものがないか注意しましょう。
- 2 使用後は室内に保管する。
日光や外気にさらされないよう、自動車内やベランダなど屋外でなく、室内で保管してください。
- 4 古くなった製品の部品劣化、破損、ゆるみなどに注意する。
カセットコンロは部品が経年劣化して事故に至るおそれがあるため、製造後、約10年以上経過したら買い替えを検討してください。カセットボンベも部品が経年劣化します。製造後約7年以内に使い切ってください。
- 5 カセットボンベは最後まで使い切ってから廃棄する。
ガスが残ったまま廃棄すると収集車や焼却炉施設の火災・事故の原因となります。ガスが残っていても回収可能な自治体もありますが、いずれにしてもお住まいの自治体のルールに従って廃棄してください。使い切れない時はボンベに表示されている販売元または製造元に問合せましょう。

困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。
消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188」へお掛けください。

冬の省エネには窓がポイント？

冬の暖房時の熱が窓やドアなどの開口部から逃げていく割合はおよそ6割です。

室内の暖めた熱は逃がさず、室外の冷気を部屋に入れないようにするには、窓の断熱性能を高める必要があります。単層ガラスから複層ガラスにしたり、内窓を設置することで断熱性能を高めることができます。

町では省エネルギー改修補助金で熱貫流率3.49W/m²・K以下の窓を設置する場合、設置費用額(税抜)の1/5、20万円を上限とした補助金交付をおこなっています。

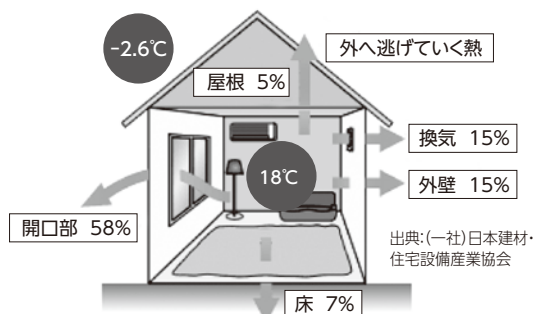
また、晴れた日であればおひさまの暖かさを利用すると天然の暖房機になります。

日差しが差し込んでいる間はカーテンを開けて部屋に日差しを取り込み、日差しが入らなくなったらカーテンを閉めましょう。厚手のカーテンや雨戸やシャッターを閉めるとより効果的です。部屋の中は暗くなるかもしれませんが、暖房の電力より照明の電力は消費電力量も少なく、省エネに有効的です。



※詳しくは町ホームページまで

冬の暖房時の熱が開口部から流出する割合 58%



合併70周年・町制施行40周年記念式典の参加者を募集します

横瀬村が芦ヶ久保村と合併して70年、町制施行してから40年を迎えました。これを記念して「横瀬町合併70周年・町制施行40周年記念式典」を開催します。

記念の年をお祝いし、町行政の伸展や本町の発展のためにご尽力いただいた方々を表彰します。式典への参加を希望される方は、総務課へお申込みください。

- 日時** 2/11(火・祝) 受付13:30～
- 参加費用** 無料
- 会場** 町民会館ホール
- 申込期限** 1/22(水)
- 募集人数** 200名程度(先着順)

総務課(2階7番窓口) ☎25-0111

計画(案)に対する皆さまのご意見を募集します

第4次健康よこぜ21プラン(案)

町の健康づくり施策全般に関する基本となる計画

第1期横瀬町こども計画(案)

教育・保育環境の整備や地域におけるこども・子育て支援事業を推進するための計画

■ 計画案の閲覧場所

- 町ホームページ
- 健康子育て課(1階2番窓口)
- 芦ヶ久保出張所、総合福祉センター、町民会館、児童館、保育所



■ 応募方法

住所、氏名を明記の上、健康子育て課へ提出してください(様式は自由。窓口提出、郵便(消印有効)、FAXまたは電子メールのいずれでも可)。

■ 募集期間

- 第4次健康よこぜ21プラン(案) 1/9(木)～2/7(金)
- 第1期横瀬町こども計画(案) 1/7(火)～2/5(水)

■ 意見の取扱い

提出されたご意見を考慮し、策定の参考とさせていただきます。

住所、氏名等を公表することはありません。個々のご意見に対する回答はいたしかねます。提出されたご意見は、町ホームページ等で公表します。

健康子育て課(1階2番窓口) ☎25-0110 FAX 21-5155 E-mail:kenkou@town.yokoze.saitama.jp

統計調査にご協力ください(2025年農林業センサス)

農林水産省では、令和7年2月1日現在で「2025年農林業センサス」を実施します。

農林業センサスは、農林業の実態を明らかにし、国や都道府県、市区町村はもちろん各方面にわたり、広く利用できる総合的な統計資料を得るための調査です。

全国の農家や林家をはじめ、すべての農林業関係者を対象に行われる『農林業の国勢調査』ともいうべきものです。皆さまのお宅や会社等に調査員が調査に伺いましたら、ご協力をお願いします。

振興課(1階5番窓口) ☎25-0114

金属とプラスチックを屋外保管している事業者の皆さまへ

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例が令和7年1月1日に施行されます。県内(さいたま市と越谷市を除く)で有価の金属やプラスチック、その混合物等を屋外保管する事業を行う際には、知事の許可が必要になります。条例施行の際に現に屋外保管業を行っている場合は、6/30(月)までに管轄の埼玉県秩父環境管理事務所へ必ず届出してください。



詳細は県ホームページをご覧ください。

**埼玉県秩父環境管理事務所 ☎23-1511
埼玉県産業廃棄物指導課 ☎048-830-3136**

障害者手帳をお持ちの方、指定難病を患っている方、自立支援医療(精神通院)を利用している方

「秩父圏域地域生活支援拠点等事業」の利用登録が始まります

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」となっても支援が切れ目なく提供されるよう、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことです。その機能は、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を柱とし、秩父圏域(秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町)では、複数の事業所が分担して機能を担うように整備しています。

利用対象者:障害者手帳をお持ちの方、指定難病を患っている方、自立支援医療(精神通院)を利用している方。ただし、ほかの制度で同様の支援が受けられる方は除きます。



利用例

- 自分(障がい者の親)が高齢になり、介護が続けられるか不安。どうしたらよいか相談したい。
- 介護者の急な不在に備えて、宿泊できる施設を体験しておきたい。 など

この制度を使いたい方は、事前登録が必要です。登録には条件もありますので、ご希望の方は、まずは下記ま

でご連絡ください。

利用までの流れ

1. 役場福祉介護課へ連絡(状況をききとり)
2. 相談員との面談 ※日程調整必要
3. 面談内容により地域生活支援拠点等の利用登録をするかどうか判断し、適正な支援者につなぎます。



ご存じですか?

見守りシール交付事業「どこシル伝言板」

町では、認知機能の低下により行方不明になる可能性がある高齢者等を早期に発見・保護することを目的に、1月から、「横瀬町認知症高齢者等見守りシール交付事業」を開始しました。認知症の方などが行方不明になった際、衣服や持ち物に貼った二次元コードが読み取られると、家族に発見通知メールが届くシステムです。

対象者 町内在住の65歳以上の方(65歳未満の若年性認知症の方を含む)で、医師により認知症と診断された方や認知機能の低下により行方不明となる可能性のある方

申請方法 福祉介護課に事前申請・登録が必要です。

登録費用 無料(ただし、シールの追加発行については別途費用がかかります。)

シール枚数 1人あたり ・アイロンで衣類などに貼るシール 耐洗ラベル20枚
・杖、バッグなどに貼る蓄光シール 蓄光シール10枚

見本



●シールを貼った人を見かけたら?

シールを貼った方がお困りの際は、正面から優しく声をかけ、スマートフォンなどで二次元コードを読み取ってください。二次元コードを読み取り、伝言板サイトにアクセスすると、家族にメールが自動送信されます。

地域の皆さまの声かけ・見守りが早期発見につながります。

ご協力をよろしくお願いします。

福祉介護課(1階3番窓口) ☎25-0116 FAX 21-5155

第69回

みんなで

一緒に手話を学ぼう

協力:ちちぶ広域聴覚障害者協会

【アイドラゴンの設置を要望します】



3指を伸ばした両手(アイラブユーの手形でドラゴンのヒゲの様子を表現)を口の辺りから山なりに外へ広げます。



親指側を上にした左手の拳に、右手の手のひらで蓋をする様に乗せます。



上向きの左手の手のひらに右手の甲を乗せ2回打ちます。

動画で手話を確認できます。



福祉介護課(1階3番窓口) ☎25-0116

※「アイドラゴン」とは、手話と字幕でさまざまな情報を発信する“目で聴くテレビ”を見るための専用受信機で、災害発生時には“緊急災害放送”も手話で情報の確認をすることができます。

公民館だより

■ 公民館講座参加者募集!

● 多肉植物の寄せ植え教室

ぷくぷくした質感のかわいい多肉植物を使い、寄せ植えをつくりませんか!

育てやすく、お部屋のインテリアにもぴったりです。

日時 2/16(日) 10:00~12:00

場所 町民会館 美術工芸室

講師 町田広美先生

参加費 1,500円

定員 15名

※汚れても良い服装でお越しください

1/9(木)~申込開始 町民会館 ☎22-2267



■ 公民館講座開催しました!

● 11/10(日)「親子でチャレンジ!草木染めTシャツ」

草木染サークル講師 島田三真子先生をお招きし、どんぐりを煮出した液でTシャツを染めました。鉄の媒染液に入れると、また色が変わりびっくり!さまざまな絞り模様のTシャツが完成しました!



● 11/14(木)「子ども工場見学体験ツアー」

横瀬小学校3年生以上を対象に日高市「弓削多醤油」と北本市「グリコピア・イースト」へ行ってきました。大量生産でなく伝統を大切に醤油工場と子ども向けの工夫



がいっぱいのグリコの工場と有意義な体験ができました。



まちかどギャラリー

川柳

◆高田 哲郎 選

望むのは平均寿命百までも
この票に望み託すや過疎の村
孫がくる三食準備朝三時
レジ袋有料無料悩むとこ
スーパで小さな秋を見て回り
我が望み年金アップあと五万

加藤 孝全
玉井 市憲
知 音
岸岡 鯉甲
横田 賭司 楼
梅澤 俊雄

● 絵手紙サークル ●



小川寿女さん

● 11/28(木) 第2回「男の料理塾」

荷車屋 桜井辰夫先生にご指導をいただき、料理塾を開催しました。

エビとブロッコリーのパスタ、豚肉のモッツアレラチーズ包み焼き、きのこのマリネを作りました。クリスマスにもぴったりですね!



月曜・年末年始休館 図書館 ☎22-2267

図書館だより



『願いがかなうふしぎな日記』

本田有明(著)●PHP研究所

卒業式までの一日一日を大切に…。小学校時代の最後の日記に取り組んだ光平。卒業式までに最高の思い出をつくるため、光平は突き進んでいく。

失敗や挫折を経験しながらも、努力することの大切さを描いた一冊です。

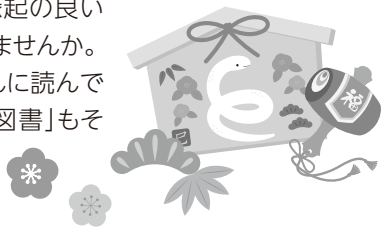


特設コーナー★「新年からはじめたいこと」特集

2025年はへび年です。

「努力を重ね、物事を安定させていく」という意味合いを持つ年とされています。そんな縁起の良い年に、新しくなにか始めてみませんか。

他にも、青少年のみなさんに読んでいただきたい「埼玉県推奨図書」もそろえています。



★ 臨時休館のお知らせ

2/4(火)～6(木)は、蔵書点検のため休館します。
年末年始休館日:12/28(土)～1/4(土)

★1月のナイトライブラリー

1/8・15・22・29(毎週水曜日は20:00まで閉館)

月曜・祝日・年末年始休館 歴史民俗資料館 ☎24-9650

歴史民俗資料館だより

●土曜ミュージアムトーク

- 日時 1/18(土)10:30～12:00
- 場所 歴史民俗資料館 体験学習室
- 講師 深田芳行 氏
- テーマ 「秩父の縄文遺跡」その3
～洞窟・岩陰遺跡～

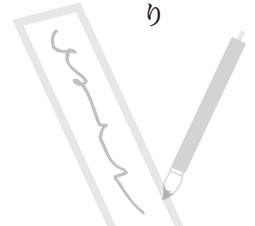


横瀬町の市外局番は(0494)です

短歌

◆新井 信子選

八万の観客酔わせし龍勢に泰平の世の大祭を見ん
明け方に夜空の星の冴え冴えと今日は晴れると心浮かれる
両手ひろげスパームン抱きつつ今宵この身に力の湧くなり
投稿した短歌の三句の歌評受け納得のうえ反省しきり
点滅す横断歩道に促され腕を絡めてきたのは君だ
秋晴れになりて豌豆時きたれば行事の一つ出来たと思う
堀ぎわに木せいの花音もなく香りて時の移ろいを知る
里山は初冬に入りて霧深し見える景色は皆靡なり
夜も更けて家路へ急ぐ車窓から半月冴えて冷える指先
多羅葉に書かるる願い運ぶ風届きますよう皆の幸せ
二千キロを渡りゆく蝶の遅しき励ましながら励まされおり



- | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|-----|----|-----|----|----|-----|----|----|
| 新井 | 糸原 | 森沢 | 中川 | 島田 | 斎藤 | 大埜 | 赤岩 | 八木原 | 町田 | 町田 |
| 信子 | 侑那 | 望美 | 美也子 | あき | トシ子 | 和男 | 茂 | 千恵 | 由江 | イヨ |

【広告】

秩父湯元 武甲温泉
大人 平日 700円 (税込)

水風呂あり
常時90℃
ドライサウナ
地元グルメ
定食料理、サウナ飯
最大50名
宴会会場あり

秩父湯元 武甲温泉
〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町横瀬4628-3
電話 0494-25-5151

営業時間
10:00-21:00
(最終受付 20:30)

公式web
QRコード

※広報よこぜの有料広告掲載に関して
まち経営課(2階8番窓口) ☎25-0112

吉兆、「カワセミ」を見ました

昨年12月にとても嬉しいことがありました。12月議会定例会が終了した翌日(つまり、大事な仕事が一段落して、「さあ今日からまたがんばるぞ」というタイミング)の12月12日の朝。いつものように、役場に登庁するため8時過ぎに、宇根10区にある自宅を車で出たところ、家の前の兎沢(うさぎざわ)の川沿いのフェンスの上に、見慣れない小さな鳥が止まっていました。近づくと、長くちばし、瑠璃色の羽毛がはっきりと分かりました。すぐに飛び立ってしまいましたが、間違いなく横瀬町の鳥「カワセミ」でした。芦ヶ久保地区や横瀬川では、カワセミはたびたび写真にとられて、存在が知られていますが、兎沢周辺で見たのは初めてでした。

兎沢は、洪水を防ぐために、昭和年間に砂防指定地に指定され、大規模な河川改修がなされていて、生態系に変化が生じました。「昔はウナギがとれた」など、年配の先輩に聴くことはありましたが、今はいないですし、清流の象徴、カワセミもいないとてっきり信じ込んでいました。「兎沢周辺ではカワセミはいないよね」という

町長の「ちょっとひとこと」

横瀬町長
よしなり
富田 能成

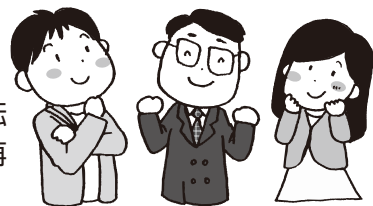


私に対し、3年前に亡くなった父親は、生前、「いやいる。自分は声でわかる。絶対いるよ。」と言い続けていました。

私の自宅の近所、兎沢周辺は、よくサギやカモが来ていますし(エサが豊富にあるということです)、近時は、ホテルも出るようになりました。そして、今回のカワセミ。横瀬町の自然環境がよくなっていることを実感して嬉しくなりました。河幅が狭く、蛇行した兎沢などの河川は、安全性を考えると河川改良は必須で、それにより町民の安全が今日まで守られています。その前提で、身近に自然を感じられるような町づくりを進めていきたいとあらためて感じました。

25歳の成人式を開催します

町内の若者が進学や就職により、町外への流出が続く中、「25歳」という人生の転換期ともとれる大切な時期に、同級生や恩師との再会によって横瀬町への愛着を再認識してもらうため、今年度25歳になる方を対象とした交流イベントを実施します。



日時 2/23(日・祝) 15:00~16:30を予定

場所 エリア898(都合により変更することがあります。)

対象 今年度25歳になる横瀬小学校、芦ヶ久保小学校、横瀬中学校の卒業生および横瀬町にお住まいの方。
※対象になる方には、実行委員会から開催案内をお送りします。

参加費 無料

令和6年度25歳の成人式実行委員会事務局(まち経営課内2階8番窓口) ☎25-0112
E-mail:machikei@town.yokoze.saitama.jp

年末ゴミ拾いキャンペーンを実施しました

12/9(月)に(一社)横瀬町観光協会、食品環境衛生協会横瀬支部の2団体合同で、恒例となりました国・県道沿いのゴミ拾いキャンペーンを実施しました。総勢73名の参加により、およそ2時間でたくさんのゴミを集めていただきました。今後もきれいな横瀬町を目指し、定期的の実施していきます。

(寄稿:(一社)横瀬町観光協会)



こころもからだも
健やかに!

健康づくり事業のお知らせ

☛事業のほか、保健師による相談は随時受付けています。
お気軽にご相談ください。

こども

☆印のついている事業の場所は総合福祉センターです

おとな

☆印のついている事業の場所は総合福祉センターです

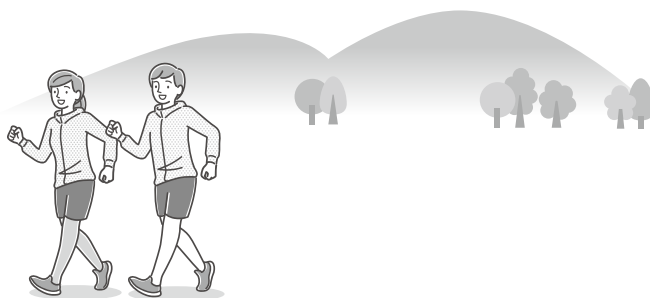
赤ちゃんくらす ☆	対象 0か月～12か月までの乳児とその保護者 内容 離乳食と栄養のお話 ※初回のみ要申込み	1/8(水)
3歳児健診 ☆	対象 令和3年8月16日～9月10生まれ	1/16(木)
2歳児歯科健診 ☆	対象 令和4年6月11日～7月25日生まれ	
運動のはぐくみ相談 ☆	※要予約	1/17(金)
赤ちゃん・ちびっこなんでも相談室 ☆	対象 乳幼児とその保護者	1/22(水)
3～4か月児健診 ☆	対象 令和6年9月生まれ	1/23(木)
9～10か月児健診 ☆	対象 令和6年3月生まれ	
1歳2～3か月児健診 ☆	対象 令和5年10月1日～31日生まれ	
作業のはぐくみ相談 ☆	※要予約	1/29(水)
1歳6か月児健診 ☆	対象 令和5年5月1日～7月31日生まれ	1/30(木)
2歳児歯科健診 ☆	対象 令和4年7月26日～7月30日生まれ	
ことばのはぐくみ相談	会場 役場 ※要予約	1/31(金)

言語リハビリ教室 ☆

日時 1/8(水) 10:00～12:00
内容 失語症の方を対象に、言語聴覚士による集団リハビリを行います。

ウォーキング教室

日時 1/15(水) 10:00～12:00
集合場所 活性化センター
内容 町内のウォーキングコースを歩きます。



健康子育て課(1階2番窓口) ☎25-0110

場所はすべて総合福祉センターです

かわせみいきいき体操・ 身体の相談会	日時 1/7(火) 10:00～12:00 内容 かわせみいきいき体操、理学療法士による身体の相談会を行います。	
体操教室ゆうゆうコース	日時 1/9(木)、23(木) 10:30～12:00 内容 理学療法士による運動指導、作業療法士による認知症予防体操などを行います。	
体操教室のびのびコース	日時 1/14(火)、28(火) 10:30～12:00 内容 理学療法士による運動指導を行います。	
オレンジカフェ	日時 1/23(木) 13:00～14:30 内容 認知症の人やその家族、その他地域の方などでも、情報交換や息抜きができる場です。	

福祉介護課(1階3番窓口) ☎25-0116

養蜂振興法に基づく 蜜蜂飼育届について

ミツバチを飼育する方は、養蜂振興法の規定に基づき、蜜蜂飼育届の提出が義務づけられています。
届出の内容に変更がある場合は、変更した日から1か月以内に蜜蜂飼育変更届の提出が必要です。

届出対象者 趣味でミツバチを飼育する場合を含む、すべての飼育者。ただし、花粉交配に必要な群数を一定期間のみ飼育し、ハチミツやミツバチ等を販売しない場合は届出が不要です。

届出方法 1月1日現在の飼育状況等を所定の届出書(熊谷家畜保健衛生所のホームページまたは役場振興課窓口で入手)に記入し、1月末日までに熊谷家畜保健衛生所に直接または郵送で提出してください。

熊谷家畜保健衛生所 ☎048-521-1274 / 振興課(1階5番窓口) ☎25-0114

教育委員会定例会の開催のお知らせ

日時 1/28(火) 14:00

場所 役場3階 301会議室

※傍聴を希望される方は、1/27(月)までに電話で教育委員会へお申し出ください。

教育委員会(2階6番窓口) ☎25-0118